

令和4年第1回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和4年第1回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年3月1日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年3月8日 午前10時00分

延会日時 令和4年3月8日 午後1時32分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	千葉誠	○
総務課長	近野幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川波江	○
防災危機管理室長	宮脇史行	○	農業委員会事務局長	迫田久	○
住民企画課長	小泉政敏	○	選挙管理委員会事務局長	近野幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木幸次	○
保健福祉課長	森井研児	○	監査委員事務局次長	丸尾達也	○
保健福祉課長補佐	仁部真由美	○			
産業振興課長	迫田久	○			
産業振興課長補佐	中橋正典	○			
建設課長	石川勝己	○			
建設課長補佐	斉藤尚幸	○			
会計管理者	藤原勝美	○			
総務課庶務係長	坂井隆介	○			
住民企画課財政係長	小西美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松木幸次	○	事務局	安瀬貴子	○
総務係長	土田直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 高橋 剛 9番 山内 彬
2			会期の決定	自 3月 8日 11日間 至 3月 18日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	1	津別町教育委員会教育長の任命について	
8	〃	2	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
9	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町一般会計補正予算 (第11号)について)	
10	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町一般会計補正予算 (第12号)について)	
11	議案	1	津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	2	津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	3	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	4	津別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	5	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	6	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	7	津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	8	オホーツク町村公平委員会規約の変更について	
19	〃	9	権利の放棄について（町営住宅使用料に係る債権）	
20	〃	10	令和3年度津別町一般会計補正予算（第13号）について	
21	〃	11	令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
22	〃	12	令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
23	〃	13	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
24	〃	14	令和4年度津別町一般会計予算について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	15	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
26	〃	16	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
27	〃	17	令和4年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
28	〃	18	令和4年度津別町下水道事業特別会計予算について	
29	〃	19	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
30	報告	1	例月出納検査の報告について（令和3年度11月分、12月分、1月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより令和4年第1回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

8番 高橋 剛 君 9番 山内 彬 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4番、村田委員長登壇願います。

○4番（村田政義君） [登壇] ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3月3日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は同意案件2件、承認案2件、条例案7件、単行議案2件、補正予算案4件、新年度予算案6件、報告1件、計24件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、第1回定例会の会期は3月8日から3月18日までの11日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から3月18日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月18日までの11日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から、町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 1.はじめに、本日ここに令和4年度予算のご審議

をいただく、第1回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただきます、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

基本的な姿勢といたしましては、令和2年度より実行しております「第6次総合計画（令和2年度から令和11年度）」の推進とともに、4期目の最終年として、公約として掲げました大きく四つの項目の仕上げに向け、一つ一つなすべきことをなしてまいる所存であります。

2. 公約の推進

公約の一つ目の「買い物環境の整備」につきましては、懸案事項であったドラッグストア出店が実現することとなり、配置計画を固める段階まで進みましたが、補助事業の変更により、現在は公設として計画を進めております。その間の情報発信の不足により、多くの町民の方に資金計画などに誤解を招く結果となりました。図書館や地元スーパー、交通拠点の整備計画は進んでおり、今年度中に竣工が迎えられることとなりますが、その間にドラッグストア誘致への理解を求め、住民が望むよりよい買い物環境づくりとコミュニティ向上のため、配置計画を提案してまいります。

二つ目の「交通の便の改善」につきましては、「津別町地域公共交通計画（令和3年度から令和7年度）」に基づき、市街地コミュニティバスである花バスの運行とタクシー利用助成券交付事業を昨年12月から開始いたしました。今後は、事業効果について津別町地域公共交通活性化協議会を中心に検証しながら、事業の充実と新たな取り組みを進めてまいります。

三つ目の「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の推進につきましては、複合庁舎と消防庁舎の供用が始まり、旧庁舎の解体も終了したところです。残るまちなか再生事業につきましては、図書館等の整備が先になりますが、買い物環境の整備とともにまちなか再生に向け、今後とも協議会等の意見を参考にさせていただきながら、丁寧かつ柔軟な対応を心掛け、順次、推進してまいります。

四つ目の「町民の満足度アップ」につきましては、全ての項目において「満足プラスおおむね満足」が70%となることを目標に取り組みを進めてまいりましたが、昨年

度の調査では、目標に達しない項目が散見される結果となりました。また、「わからない」の回答の多い項目も含め、寄せられた意見等の内容を分析し、改善を図りながら、より高い満足度を目指し、今後の行政運営に役立ててまいります。

3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、引き続き町民及び団体の自主的活動を支援してまいります。また連携協定を締結した北海道大学公共政策大学院とは、学生を中心とした課外活動団体HALCC（ハルク）と津別高校との高大連携事業を軸に、次世代の人材育成に取り組んでまいります。

花のまちの推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すためにも、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、この運動の継続に必要な方策の検討と新たな展開に向けて取り組んでまいります。

指定管理制度により運営している宿泊施設「ランプの宿森つべつ」と「みいとインつべつ」は、度重なる新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、非常に厳しい営業が続いています。特に、町内唯一の温泉施設であり観光拠点施設でもある「ランプの宿森つべつ」は、今年度から新たに3年間の指定管理期間となります。コロナ禍の影響を十分考慮しながら運営の継続と利用拡大が図られるよう、両施設への支援を行ってまいります。

観光につきましては、各種イベントが中止せざるを得ない状況が続いております。コロナ禍の渦中ではありますが、町内に点在する観光スポットのさらなる知名度の向上と、施設の新たな活用方法を検討し、アフターコロナに向けて魅力ある施設の活用方法を準備してまいります。なお、法人化した観光協会に対しましては、一層の主体性の発揮と新たな観光振興策の展開に向けて、運営基盤の安定に向けた支援とイベント開催への助成・協力を継続してまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、二水郷中学生との相互交流事業につきましては、本年度は津別町から訪問する年であり、また町としては、本年度が

友好都市提携 10 周年でもあることから、コロナ禍の収束を待って、行政レベルの訪問を行うこととしております。

本町の応援団である東京つべつ会につきましては、コロナ禍のため、2年連続で総会が中止となっておりますが、役員の方々と開催に向けて協議をするとともに、引き続き会員の実態を把握し、新たな会員の拡大と運営内容の充実を図ってまいります。

移住、定住対策につきましては、移住・定住サポートデスクの設置により、移住者の獲得など着実に成果をあげ始めており、引き続き利用者に寄り添ったサポート業務ときめ細かな対応を図りながら、関係人口の創出を進めてまいります。また、求人求職のマッチング事業につきましては、昨年開設したホームページ「ワークインツベツ」を中核に、事業者、利用者の双方にとってよりよいサービスとなるよう充実に努めてまいります。

北見地域定住自立圏形成協定による取り組みにつきましては、具体策を示す共生ビジョンに基づき、今後とも圏域の1市4町が連携協力し、お互いに役割分担を行いながら生活機能の確保や地域住民の利便性の向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的として、各分野において具体的な取り組みを進めてまいります。

4. 行政改革と機構改革

行政改革につきましては、「津別町行政改革推進計画(令和2年度から令和11年度)」に基づき、今後も行政改革推進本部において各取り組みの検討、進捗管理を行いながら、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として推進してまいります。

機構改革につきましては、絶えず現制度の検証作業を行い、町民に対するよりよいサービス提供のため、組織の活性化を目指してまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し、目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員みずからが能力を高めながら組織力を高め、住民の期待に応えられる職員像を想定しながら、人材育成につながるよう進めてまいります。

5. 住民と協働のまちづくり

各単位自治会や自治会連合会において、それぞれの地域におけるさまざまな課題に対し、役員をはじめ会員の皆さまが、安全安心な共同体づくりのため、積極的かつ自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、引き続き地域の活動に対し行政の各分野から支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましても、移住・定住も期待できることから、引き続き新規隊員の導入を進め、町内での起業・就業の実現や、さらに後継者対策や事業継承の一助となるように隊員の活動を支援してまいります。

6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、引き続き交通安全協会とともに、交通事故のない地域社会を目指した取り組みを進めてまいります。

また、防犯活動につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心な地域づくりが推進されていますことから、今後とも関係機関と連携した取り組みを継続してまいります。

災害対策につきましては、コロナ禍の中であって、住民を対象とした避難訓練や研修会を実施できませんでしたが、新年度におきましては、コロナの状況を見ながら、自主防衛組織や自治会連合会等と協議を行い取り組んでまいります。また、避難行動要支援者名簿の見直しと個別避難計画の作成を進めてまいります。その他、各種計画やマニュアルの見直し、災害時における行政業務の継続体制を確保するための「業務継続計画（BCP）」も策定を行い、引き続き「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に対する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取り組みとして推進してまいります。

7. 福祉のまちづくり

令和3年度から実施しています重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関や地域資源、ノウハウを最大限に活用することにより、介護・障がい・子ども・生活困窮の

隔てなく、本人や世帯が抱える地域生活課題の解決に資する包括的な相談支援を行うこととして取り組み始めたところであり、継続して推進してまいります。

介護福祉人材の確保につきましては、引き続き介護人材体験セミナーの実施や、外国人介護福祉人材育成支援協議会への参画により、各事業所の人材確保に対して協力してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、引き続き、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、認知症の早期発見から認知症初期集中支援事業への継続支援や、重度化させないための介護予防事業への取り組みとして、いきいき百歳体操の普及啓発や生活支援サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を社会福祉協議会等と連携し進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「地域生活の支援体制の充実」と「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の三つを目標に、相談支援体制や権利擁護体制など、北見地域基幹相談支援センターや社会福祉協議会等と連携し、充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、子どもの育ち相談会やこども園等訪問支援事業等に取り組み、母子保健法に基づき、子育て世代包括支援センターによる妊産婦や乳幼児等に対する切れ目のない支援を提供するため、各地域関係者等とのネットワークを構築し、包括的な連携強化に努めてまいります。あわせて、児童福祉法改正により設置に努めるとされた子ども家庭総合支援拠点の体制整備を進め、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、関係諸機関との連携強化にも努めてまいります。

健康づくりにつきましては、社会環境や生活環境の変化、さらには高齢化の進行に伴い、生活習慣病が増加し、健康施策の中心的な疾患となっています。重症化リスクの高い方の健康保持・増進を図るほか、健康寿命の延伸や医療費適正化の観点から、訪問指導や健康相談、健康教室などを引き続き実施し、事業を広く町民に周知して健康増進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の生命及び健康を守るため、徹底した感染防止方策を広く呼びかけるとともに、感染を防ぐワクチン接種について、18歳以上の方への追加接種や、5歳から11歳までの子どもへの接種を含め、継続的な

実施を医療機関や近隣自治体と協力のもと進めてまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一の医療機関である津別病院への支援を継続し、地域医療の安定確保に努めてまいりますとともに、病院の老朽化に対する支援等の協議を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、関係部署との連携を図り、重症化予防に取り組み、特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業とともに、特定健診の未受診者勧奨事業に取り組み、早期発見・健康づくりに、より関心を持ってもらうよう努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、高齢者一人一人が健康で生きがいを持ち、充実した豊かな生活が送れるよう、また、全ての町民の皆さまが「健康」の大切さを理解し、自分らしい充実した生活を送ることができるよう、介護予防や健康づくり、地域の暮らしを継続するための支え合いの体制整備と、医療・介護の連携による早期発見・早期支援の充実を目指す地域包括ケアシステムを充実してまいります。また、地域住民と協働し、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う包括的な支援体制づくりに向け、関係機関・団体と連携し進めてまいります。

8. 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、令和3年4月より、新しい一般廃棄物最終処分場が供用開始となったほか、燃やすごみは北見市の焼却施設での処理となり、分別方法が変更となりましたが、町民の皆さまのご協力によりスムーズな移行が図られたところです。生ごみにつきましては、引き続き大空町と広域処理を行いますが、再資源化が可能なものにつきましては、津別町環境衛生推進協議会等と連携し、循環型社会に向けた取り組みを進め、今後とも町民の皆さまのご協力を得ながら、ごみの減量と徹底した分別を推進してまいります。

「津別町環境基本計画（平成26年度から令和5年度）」の推進につきましては、環境基本計画推進協議会と基本計画等の各種関連施策の進行を検証し、SDGsの精神の

もと引き続き環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

9. 産業の振興

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域の産業全体は甚大な影響を受けており、こうした状況に対し、各事業者が必要とする事業継続・事業再構築等のための支援を行ってまいります。

農業の振興につきましては、関係機関と連携し、農業経営体の経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営の育成・確保に努めてまいります。

また、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化を促進するため、津別地区国営農地再編整備事業（平成27年度から令和6年度）及び津別1地区道営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）（令和3年度から令和7年度）による農業生産基盤整備を通じて、農地の大区画化及び生産性の向上を推進するとともに、津別2地区道営土地改良事業（水利施設保全高度化事業）（令和4年度から令和10年度）により営農用水の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家が、経営発展を図っていく上での条件整備を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、町、JA、猟友会、農業者などの連携のもと、鳥獣被害防止総合対策事業を継続実施するほか、猟友会に対しましては、狩猟免許等取得支援制度補助金を活用するなどして担い手確保に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林所有形態や林業従事者の減少・高齢化の中で、労働条件の軽減や施業・生産コストの低減等による生産性の向上や木材の安定供給を図るため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者と連携しながら、その対策について計画的かつ総合的に推進してまいります。また、今年度から新たに3年間継続されることとなった、丸玉木材株式会社様からの寄附による丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めるとともに、森林環境譲与税を活用した事業の充実を図ってまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「津別町モデル地域創生プラン」に基づき、木質バイオマスセンターの建設、木材工芸館キノスの主ボイラーの木質バイオマスボイラーへの更新により、地域にある未利用資源を再生可能エネルギーとして活用する「地域内エコシステム」の構築を目指し、低炭素・資源循環型のまちづくりを推進してまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第14次森林施業計画（平成31年度から令和5年度）」を基本に、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が取り組んでいます経営改善普及事業や各種振興対策事業、さらにコロナ禍における経済の変化に対応していく支援を行うとともに、起業等振興促進事業をはじめとする各種補助制度や融資制度により、町内企業の経営安定化と活性化、さらに起業家の支援に努めてまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対する支援事業を継続するとともに、UIJターン新規就業支援事業を活用した移住・定住の促進と、創業しやすい環境整備に取り組んでまいります。

10. 社会資本の整備

建築施設や道路、水道など公共施設全般の管理につきましては、「津別町公共施設等総合管理計画（平成29年度から令和28年度）」に基づき、優先順位をつけて老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、施設の改修や更新にあたっては、その時々有利な財源を活用し進めてまいります。

町道の舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画（平成31年度から令和10年度）」に基づき修繕を進めており、本年度は昨年度に引き続き豊永と共和を結ぶ町道2号線、岩富地区町道350号線について、補助事業分の工事を行います。

歩道の修繕工事につきましては、従来は応急的修繕を主に行っておりましたが、路線的にまとまった修繕が必要なものが散見されることから、新たに作成しました「津

別町歩道修繕計画（令和4年度から令和13年度）」に基づき、順次歩道補修を行うこととし、本年度は町道150号線ほか1路線について補修工事を行います。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画（平成25年度から令和4年度）」に基づき補修を進めており、本年度は町道301号線みとせ橋ほか3橋の工事を行うとともに、町道103号線緑栄橋ほか1橋の補修設計を行います。このほか5年ごとの橋梁点検につきましては、町道305号線麒麟橋ほか15橋について実施いたします。これらの基となります「橋梁長寿命化修繕計画」は計画期間最終年を迎えることから、次期計画の策定につきましても推進してまいります。

道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましては、早期に整備が進められるよう引き続き要望してまいります。道道津別相生停車場線につきましては、現在進めておりますまちなか再生事業と関連することから、歩道を含む道路整備について引き続き要望してまいります。

国道240号につきましては、橋梁の架け替えなど工事が進んでおりました北釧橋が間もなく完成し、供用開始が予定されておりますが、引き続き布川地区のわだちの改修につきまして要望してまいります。

北海道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、令和元年度より共和地区で工事が再開されており、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

道道津別陸別線の携帯電話不感地帯として、残る津別町域約4キロメートルと陸別町域の全線のエリア化につきましては、引き続き陸別町と協議し関係機関への働きかけを行ってまいります。

住宅関係につきましては、ふるさと定住促進事業による新築助成について一部助成額の見直しを行いながら、中古住宅購入助成、住宅改修助成を引き続き実施して住環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。また平成30年度に策定しました「津別町空き家等対策計画（平成30年度から令和4年度）」に基づき、引き続き、空き家に対する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。

町有住宅及び旧教員住宅につきましては、補助事業により本岐地区の7棟7戸の解体除却を行います。また、豊永団地の外壁等改修工事につきましては本年度より4カ年計画で実施してまいります。

水道事業につきましては、「津別町新水道ビジョン（平成 29 年度から令和 8 年度）」に基づき、本年度より 2 カ年で高台低区配水池更新工事を進めてまいります。

下水道につきましては、「津別町下水道ストックマネジメント計画（平成 31 年度から令和 5 年度）」に基づき、下水道管理センターの機械・電気設備改築更新工事及びマンホールポンプ所改築更新工事を行います。また、令和 3 年度より着手しております企業会計への移行作業につきましては、令和 5 年度当初に移行できるよう進めてまいります。

11. 財政運営と各会計

令和 4 年度の地方財政計画は、歳入における一般財源は、総額として前年度を上回る額が確保され、地方交付税は前年度比 3.5%、6,153 億円増の 18 兆 538 億円となりました。歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費、社会地域デジタル社会推進費が昨年度と同額が措置され、社会保障の充実や地方創生の推進、デジタル化社会の加速など、活力ある地域社会の実現に向けて所要額が計上されたところです。

このような中、本町の令和 4 年度予算編成につきましては、住民生活に密着する医療、福祉施策の充実、将来にわたり持続可能なまちづくりに向けた施策とともに、緊急性と住民要望の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、前年度比 19.3%増の 71 億 1,800 万円となりました。これは、まちなか再生事業に係る図書館整備事業及び木質バイオマスセンター整備事業の増が大きな要因となったものであります。

以上により編成しました令和 4 年度各会計予算は、一般会計 71 億 1,800 万円（前年度比 19.3%増）。

国民健康保険事業特別会計 6 億 8,260 万円（前年度比 6.3%減）。

後期高齢者医療事業特別会計 9,290 万円（前年度比 4.4%減）。

介護保険事業特別会計 6 億 4,950 万円（前年度比 1.9%増）。

下水道事業特別会計 6 億 1,210 万円（前年度比 6.0%減）。

簡易水道事業特別会計 3 億 6,710 万円（前年度比 8.9%増）。

合計 95 億 2,220 万円（前年度比 13.2%増）となりました。

12. 結び

令和 4 年度予算は、3 年目となる「津別町第 6 次総合計画」や津別町創生総合戦略、福祉、障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。特に第 6 次総合計画につきましては、毎年、総合計画推進委員会による検証が行われており、推進委員会よりいただいたご意見やご提言をしっかりと受け止め、10 年後に目指す津別町の将来像「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」の具現化に向けた取り組みを推進してまいる所存であります。

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスによって、いまだ社会全体が不安定な状況にありますが、同時にデジタル化社会の加速といった変革期でもあります。また、ゼロカーボン宣言の検討を含めた脱炭素社会の推進も求められております。やがて訪れるであろうコロナ禍の収束の時期を見据え、社会構造の変化に乗り遅れることなく、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますこととお誓いし、令和 4 年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（宮管 玲君）〔登壇〕 令和 4 年第 1 回津別町議会定例会の開催にあたり、令和 4 年度教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

はじめに、グローバル化は私たちの社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新は私たちの生活を質的に大きく変化させつつあります。こうした変化の激しい時代にあって、今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人が豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるのが肝要です。ICT（情報通信

技術)などの新しい技術も最大限に活用しつつ、子どもから高齢者まで、全ての町民が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう教育環境の整備に努めてまいります。

柱の1. 社会で生きる力を育む教育の推進について

義務教育においては、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などに加え、学びを生かそうとする態度を身につけさせることが重要です。高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末などのICT教育環境のもと、これまでの教育実践と最先端のICTの双方のよさを融合させながら、主体的・対話的で深い学びへつなげる事業を展開し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育みます。

特別支援教育については、多様な子どもたちの支援ニーズに応えるために学習補助員を配置し、長所を伸ばす自立活動や教科学習を支援します。また、特別支援教育連携協議会を基盤に、学校と家庭、地域、関係機関などが長期的な視点で連携して取り組む体制づくりや教職員のスキルアップのための研修を計画的に推進します。

外国語教育の充実については、ALT(語学指導助手)の小中学校、こども園及び津別高校への派遣を継続し、特に小学校では全ての英語の時間を担任とALTが協力して指導するチームティーチングを充実させます。

台湾彰化県立二水国民中学との交流事業については、今年度は訪問年となりますが、新型コロナウイルス感染症の状況によってはリモートによる交流を実施します。

柱の2. 豊かな人間性を育む教育の推進について

自他を尊重する態度や生命を大切にす豊かな心を育むために、みずからを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたりすることができる指導の工夫が大切です。道徳教育では、道徳性を養う「考え、議論する道徳授業」への質的変換を図るとともに、学校の教育活動全体を通して自己を見つめ、物事を広い視野から多角的・多面的に考えることができるよう、指導の充実を図ります。

道徳性を養う体験活動として、小学校5、6年生を対象に植松努氏のロケット教室

を開催します。講話とミニロケット製作・発射体験により、どうせ無理と諦めず、どうしたらできるかを考える体験の場を提供します。

ふるさと教育については、総合的な学習の時間などにおける地域学習により、ふるさと津別の理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育みます。また、木工の専門家を講師に小中学校で実施している木育事業は、町の基幹産業の一つである林業や木の文化の理解を深める津別ならではの教育活動であり、林業関係者の協力を得ながら活動を充実させます。

読書活動については、「朝読」や「家読」など、あらゆる機会と場所において自主的に取り組むことができる環境整備が求められています。中央公民館司書職員を定期的に学校に派遣し、「家読、よむ日のススメ」の推奨や小学生・中学生新聞の配置、移動図書などの読書環境整備のほか、言語活動や探究活動の授業では資料を探す際のアドバイスなどの支援を行います。

柱の3. 健やかな体を育む教育の推進について

体力はあらゆる活動の源であり、健康の増進のほか、意欲や気力の充実とも大きく関わり、生涯にわたって健やかに生きるための基盤となるものです。全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用や分析をもとに、小学校では体育エキスパート教員を中心に体育授業を改善し、子どもたちの体力・運動能力・運動意欲の向上を図ります。

食育の推進については、ふるさと教育の一環としてオール津別産食材での給食を提供し、地元の食材の味や生産者の思いや願いを知ることによって感謝の気持ち、さらにはふるさと津別を誇りに思う気持ちを育みます。また、津別産の食材を積極的に使用し、地産地消を推進します。

健康教育の推進については、基本的な生活習慣の改善を図るとともに、健康な生活や心の健康に関する指導の充実に努めます。また、現下の状況において、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させることを徹底します。

柱の4. 学びをつなぐ学校づくりの実現について

こども園から高校までの各段階がスムーズにつながるためには、連続性を意識した教育課程の編成や指導方法の工夫改善が必要です。幼小中高の連携については、新入学児童・生徒の学校生活に円滑な適応に向けて、教育支援委員会や特別支援教育連携協議会の取り組みの充実を図り、切れ目のない一貫した指導や支援を行います。

安全・安心な学校環境の整備については、下校時の安全対策としてスクールガードリーダーを継続するとともに、通学路安全推進会議において交通事故未然防止など関係機関との協議を行います。

いじめ対策については、望ましい人間関係を醸成するとともに、アンケート調査や日常的な観察、教育相談により未然防止と早期発見に努めます。いじめの疑いや不登校の兆候を察知した場合は、教員や教育相談員の組織的かつ速やかな対応や関係機関との連携により解決を図ります。

津別高校への支援については、振興対策協議会と連携し、各種支援策を継続します。津別中学校から津別高校に進学した生徒の約8割が利用する公設民営塾P l u s は、基礎基本の復習から専門学校や大学受験対策まで、目標に応じた個別指導や映像学習で着実な成果をあげています。町外高校に進学した生徒も利用できる公設民営塾P l u s を本町の魅力的な取り組みとして推進します。

学校運営の改善については、学校における働き方改革「津別町アクションプラン」に基づき、学校閉庁日や部活動休養日の取り組みなどの効果検証と改善を図ります。また、校務支援システムやI C Tの利活用などにより、教職員一人一人の業務改善を推進します。

学校施設については、昭和49年建設の津別小学校旧校舎の長寿命化改修工事の最終年度です。2世代にわたって大切に使う学び舎として再整備します。

柱の5. 学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進について

家庭教育、幼児教育の充実については、保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親の学ぶ機会と親子で参加する体験活動を推進します。また、読書に親しむきっかけや読書習慣を定着させるために、「家読、よむ日の

ススメ」を奨励し、乳幼児へのブックスタート事業、就学予定児童へのブックセカンド事業、読書記録通帳の発行などにより、本と触れ合う機会を創出します。

子どもたちの放課後や休日における活動については、多様な体験活動の一環として、新規に各種スポーツアスリートを講師に年5回のスポーツ教室を開催します。子どもたちの運動意欲を高めるとともに、保護者が子どもへの関わり方を学習する機会をあわせて開催します。

なお、次世代を担う人材を育成する観点から、子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る児童館のあり方や運営について、福祉部局や子ども子育て会議、学校関係者と連携し、目指すべき方向性について引き続き検討してまいります。

学校と地域の連携・協働の推進については、学校運営協議会において、学校の目標や課題を共有しながら、地域総がかりで地域の子どもたちを育むことを目指します。また、地域コーディネーターを担う教育専門員が学校のホームページの更新やコミュニティ・スクール（CS）通信を発行し、教育活動の情報発信を充実させます。

柱の6. 学びを活かす地域社会の実現

心を育て、共有と共感を生む体験と生涯学習の推進については、小中学生対象の「アソビバつべつ」や、高校生ボランティアサークル「ひまわり」、青年活動支援プロジェクト「a n d」、高齢者「寿大学」の自主運営を支援します。

また、幼少期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることができるよう、社会教育人材バンク「まなびーふる」を活用した各種講座の開設や体験活動の充実に努めます。

本年度は訪問となる船橋市・南アルプス市との青少年交流は、参加する小中学生や高校生リーダーの自主性や自立心を培い、子どもの成長に大きく寄与している事業であり、改善を図りながら実施します。

心身ともに健康で、生き生きと暮らせる生涯スポーツの推進については、スポーツ推進委員や体育協会、スポーツ少年団、保健福祉課、総合型クラブ「かるっちゃつべつ」との連携を図りながら各種運動教室を実施することにより、トレーニングルームの利用促進や幅広い年齢層における運動の日常化と習慣化を図ります。

スポーツ合宿については、スポーツ振興や競技力向上などの教育的効果をはじめ、経済効果や町の魅力の一つとして定着させるため、関係団体や合宿実行委員会と連携し、合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実を目指します。

関係団体から多くの競技役員としての協力をいただく紅葉マラソン大会については、本年度は20回の節目となる大会を開催し、これまでの成果と課題を実行委員会とともに検証してまいります。

感動と感性を磨き、心を豊かにする芸術文化の推進については、子どもを対象とした芸術鑑賞会の開催や、一般町民には寿大学公開講座として講演会や音楽鑑賞会を提供するとともに、文化協会加盟団体や郷土芸能団体の自主的な活動や発表の場面を支援します。

道内外のアマチュア奏者が音楽の基礎を学ぶ場としての「日本フィルセミナー」や「リコーダーセミナー」を町民芸術劇場と連携して開催し、練習成果を発表する両セミナーコンサートでは幅広い年齢層を対象として、音楽で心が満たされる鑑賞機会を提供します。

人づくり・まちづくりを支え、自主性を高める学習環境の整備については、活動の拠点となる社会教育施設や設備の計画的な整備や維持管理に努めます。令和4年度における主な環境整備は次のとおりであり、それぞれの予算を計上いたしました。

運動広場野球場外野芝生改修工事及びスコアボード改修工事、屋内ゲートボール場屋根等改修及び町民ゲートボール場休憩室解体工事、温水プール電解次亜生成装置更新工事、多目的運動公園パークゴルフ場芝生補修工事、農業者トレーニングセンター内バスケットゴール一式更新購入などを行います。

創造を楽しみ、好奇心を刺激する読書活動の推進については、中央公民館図書室を核に、利用者のニーズや話題性及び新聞書評を参考にした新刊購入や調べもの相談に対応するレファレンスサービスの充実など、町民誰もが気軽に立ち寄ることができる図書室環境の整備を図ります。

まちなか再生事業の一環として予定されている図書館の建設については、図書館建設検討委員会の協議・検討内容を十分に反映させ、「出会い・集い・人がつながる自分たちの図書館」の実現を目指し、建設後において、より多くの町民が主体となって運

営できる体制とともに、図書館を核とした事業の展開を行えるように準備してまいります。

結び

以上、令和4年度の教育行政の基本的な方針について申し上げました。老朽化した学校給食センターの今後の建設、運営方針を検討しなければならない時期にまいりましたが、引き続き、津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、全ての町民が生涯にわたって学び、運動に親しむことができる環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で教育行政方針を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第6、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 本日ここに、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る1月18日、旭日単光章、津別町自治功労者、小澤實様をご逝去されました。故人は、永きにわたり津別町議会議員を務め

られ、本町の自治振興に多大なご貢献をいただきました。

また、去る2月9日、津別町消防功労者、津幡正蔵様をご逝去されました。故人は、永きにわたり消防団員として消防の職に報じ、地域住民の安全安心にご尽力をいただきました。

お二方の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。3回目につきましては、12月下旬から医療従事者の接種を開始し順次高齢者施設等福祉事業所の入所者、利用者及び従事者の接種を実施してまいりました。

1月下旬から2月8日までは、津別病院の外来にて一般高齢者の接種を行い、2月10日より町民会館での集団接種を進めてきております。

これまでの接種状況は、町のホームページで毎週月曜日に最新の状況を公開していますが、これまで3回目接種率は、3回目接種券送付者に対する比率で掲載していましたが、3月7日分より全体に対する比率とし、当初、接種想定対象者に対する比率に改めたことにより、前回までより表面的には低くなっています。3月7日時点で、2回目までが全体で92.9%、3回目の追加接種が全体で55.9%、高齢者に限ると83.2%となっております。

本町は接種が進んでいることから、高齢者もそれ以外の方々も6カ月経過した方々に対しワクチンの入荷見込みにあわせて接種券を送付する対応を行ってまいります。

また、5歳から11歳までの接種につきましても、既に対象者に接種券を送付しており、1回目を3月14日と15日に、2回目を4月7日と8日に津別病院の外来にて実施する予定であります。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況やワクチンの入荷状況等を注視しつつ、津別病院はもとより、近隣自治体と連携を図り接種を進めていく考えであります。

次に、相生地区配水管折損事故についてであります。2月3日、午前9時過ぎ、流量監視装置の異常を確認すると同時に、地域住民から水道の水圧低下と道路に水があふれているとの電話通報が複数寄せられたことから、担当職員が現場を確認し早急に対応いたしました。復旧にあたっては、配水池の水位が低下したため、配水池下流

弁を閉じて給水を停止したことにより、相生地区のほか布川と大昭の一部地区で断水となりましたが、同日、午後3時30分、復旧作業が完了し、排泥作業等を終えた午後4時50分に相生市街地地区の通水を再開いたしました。

ただ、相生クラフトビレッジにおいては、配水管に空気がたまり通水できない箇所がありましたが、翌日にはエア抜き作業を完了し完全復旧いたしました。

事故原因につきましては、塩化ビニール管の老朽化による折損でありました。断水中は、広報車で周知を行い、給水車による水の配布を行いました。断水となった地域の皆さまには大変ご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。次第であります。

次に、津別中学校二水郷二水国民中学交流事業についてであります。本年は、台湾二水国民中学からの受け入れ年でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となり、2月9日、オンライン交流を1時間半ほど行いました。津別中学校側は校長、教員2名、生徒会役員の生徒5名、二水国民中学側は校長、教員5名、生徒13名が参加し、通訳として北見工業大学、印准教授のご協力をいただき実施いたしました。内容は両校生徒の自己紹介、津別町及び二水郷の紹介動画の放映、学校行事や部活動の紹介、生徒同士の質問などにより充実した交流が行われました。参加した津別中学校の生徒は、とても有意義だった、今度は直接会いたいなどの感想を述べ、今後とも継続して充実した国際交流事業を進めていく考えであります。

次に、令和3年度北海道産業貢献賞、農業関係功労者の受賞についてであります。12年間にわたり津別町農業協同組合の代表理事組合長を務められ、本町のみならず北海道の農業振興に多大なご貢献をされました、津別町字双葉、山下邦昭様が受賞されました。

本来であれば、札幌市において北海道知事より直接表彰状が授与される予定でありましたが、コロナ禍の中、2月28日、津別町役場に関係者の参集を得て伝達させていただきました。

このたびの受賞に対し、心より敬意を表しますとともに、今後とも本町農業のさらなる発展に寄与していただくことを期待するものであります。

なお、今議会におきまして人事案件、条例制定、補正予算及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

げ行政報告といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 行政報告の中で、コロナワクチンの接種状況の報告があったかと思います。3回目の接種について、全体が55%ほど、高齢者に限ると83%ほどということで、今ご存知のとおり、3月でございまして、新年度に向けてあわただしく人々が行き来する時期ではないかなと思います。私の周りでも今、この3回目のワクチンが始まっているわけですが、注視していると、今ワクチンの接種状況というか、ワクチンの入荷状況にあわせてということなのですが、まだ昨日現在、おそらく3月21日の週からのワクチン接種の予約ができない状況になっているんじゃないかなと思うわけですが、このワクチンの入荷状況によって、この後、3月21日以降の予約が開始される予定なのか、逆に言うと、そのぐらいまでワクチンの在庫というかワクチンの量がないのか、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいまのワクチンに関するお問い合わせにお答えしたいと思います。

ワクチンの入荷状況と、あと予約状況は毎日のように津別病院とやり取りをしています。今、焦点が5歳から11歳の子どものほうに向いていたところもあって、今のところは3月17、18日まで、そこまでの公開にとどめてくださいということで、病院のほうから相談があったところです。

ただ、昨日も具体的な相談をしていましたので、できるだけそのところ、その次のところをどういうふうに公開していくかというところを詰めております。というのも、17、18日の予約も実態としてあまり埋まっていないような状況もありまして、町民会館でこのまま行うのがいいのか、病院の外来にかえたほうがいいのかとか、そういう詰め作業も今やっております、まさに本当、一両日中にはそのあたり公開できる形になっていくのではないかなというところで今考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） その部分については理解した上で、やはり先ほど私が言ったように、予約ということが先行するわけなので、おそらく打つ体制というものももちろん大事ですし、打つ環境というものも大事なのですが、やっぱり私の周りも学生さんを中心に、この後の予定とかがあったりする中で、どうしてもこの時期からしかという話をよく聞きます。大人とか高齢者とかの方は、比較的にもう今出ている中で打ってくださいということが比較的可能なのかなと思うのですが、そういう移動のこともありますので、少人数になるのであれば、今、課長がおっしゃったように、町民会館でなく、例えば病院の外来でできるならできるという体制でもよろしいと思うので、なるべくそういう見通しというものをちょっと、もう近づいてきている時期ですので明らかにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） 今ご指摘というか意見をいただきましたので、そのご意見も含めまして、病院とできるだけ早くそのあたりを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第1号 津別町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま上程されました同意第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

津別町教育委員会教育長であります宮管玲氏が令和4年3月31日をもって任期満了

となることから、後任として現総務課長であります近野幸彦氏を任命いたしたく、今議会において同意をお願いするものであります。

近野氏の住所、生年月日は議案に記載のとおりで、現在 56 歳であります。昭和 59 年 3 月に道立津別高等学校を卒業後、同年 4 月より津別町役場に奉職され、この間、長く教育委員会社会教育係に勤務し、社会教育主事の資格も取得されました。管理職としましては、平成 28 年に産業振興課主幹、平成 30 年に総務課主幹、平成 31 年より現在の総務課長を務められております。

今、時代は I C T の積極的な活用により子どもから高齢者まで主体的に学び続ける生涯教育が推進されておりますが、近野氏は約 15 年に及ぶ教育委員会での勤務経験のほか、民生、まちづくり、建設、産業、総務などの豊富な行政経験を有しており、本町の教育行政の推進にあたって適任者であると考えております。

こうしたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会教育長の任命の同意を求めたく提案させていただきましたので、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 27 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

現公平委員会委員奥谷公敏氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により後任の選任をいただきたく、議会の同意を求めるものであります。

後任につきましては、前興部町副町長であります五島巧氏を新たに選任することをお願いするものです。

五島氏の住所、生年月日は議案に記載のとおりで、現在68歳となります。

昭和49年に興部町役場に奉職、農業委員会事務局長や総務課長を務めた後、平成23年に副町長として選任され、令和元年6月に退任されるまで2期、8年の間副町長としてご活躍された方です。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

以上、説明といたしますのでご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度津別町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第1号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、子育て世代への臨時特別給付金事業に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、12月17日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

具体的な内容としては、18歳以下の子どもを対象とした臨時特別給付金事業について、所得制限を設けず1人当たり現金10万円を一括支給するための追加の予算を専決処分させていただきました。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ2,858万2,000円を追加し、予算の総額を67億9,138万1,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子育て世帯への臨時特別給付金事業（補助）は、去年の12月定例会、承認第10号により5万円を先行給付するために補正をいただいた予算に追加して、残り5万円分を支給するための関連経費2,486万8,000円の増額です。

その下の、子育て世帯への臨時特別給付金事業（単独）は、国が示す所得制限により給付対象を外れる世帯に対して、町の独自施策として給付金を支給するもので、対

象を 37 人と見込み、関連経費 371 万 4,000 円の補正です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金は子育て世帯臨時特別給付金で、歳出で説明した補助分と同額の増額です。

款 18 繰入金は、ふるさとつべつ応援基金繰入金で、歳出で説明した単独分に係る増額となります。

なお、本年 2 月 24 日開催の第 2 回全員協議会で説明しましたが、単独分の給付金の財源として、国の令和 3 年度補正により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度津別町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第2号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、12月24日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ8,862万1,000円を追加し、予算の総額を68億8,000万2,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、国の経済対策の一つで住民税非課税世帯等の生活、暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を給付するもので、対象を875世帯と見込み、関連経費8,862万1,000円の補正です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、事業実施に係る補助で歳出と同額の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第1号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第1号についてご説明申し上げます。

説明資料1ページをご覧ください。改正理由につきましては、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、個人情報保護法に一本化されることに伴う引用法律及び条項の改正です。

新旧対照表をご覧ください。第2条第1項第1号アについては、引用法律及び条項の改正です。

次のページの第1号の2についても引用法律及び条項の改正です。

議案にお戻り願います。ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については、令和4年4月1日としております。

以上、議案第1号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第2号 津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第2号についてご説明申し上げます。

説明資料3ページをご覧ください。改正理由につきましては、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置にあわせるためであり、改正内容については、非常勤職員の育児休業取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上という要件の廃止と、育児休業を取得しやすい執務環境を整備するために講じ

る措置を新設するものであります。

新旧対照表をご覧ください。第2条第1項第3号アの（ア）を削ることにより、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の要件を廃止し、これに伴い改正後（ア）に特定職の定義を追加しております。

次のページの第16条につきましては、同様の要件廃止に伴う削除及び修正となっております。

第20条については、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知及び意向確認の措置、次のページの第2項では、申し入れたことを理由として不利益な取り扱いを受けないようにするための措置の追加となっております。

第21条については、育児休業に係る研修、相談体制、執務環境の整備に関する措置について規定しております。

議案にお戻り願います。ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については、令和4年4月1日としております。

以上、議案第2号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第3号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第3号の内容の説明を申し上げます。

説明資料6ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、高所得者に応分の負担を求め、中間所得層の負担上昇をできるだけ抑制することと、子ども子育て支援の拡充を目的とした流れを受けた改正理由に記載のとおり、法令、政令の改正や交付によるものであります。

改正内容は新旧対照表によりご説明いたします。第2条第2項下段の医療保険分の課税限度額63万円を2万円引き上げ65万円に改正し、第3項で介護保険分の課税限度額を19万円から1万円引き上げ20万円とするものです。

次に7ページになりますが、第23条の3を新設し、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するものです。

第1項では、未就学児の均等割額を10分の5減額することを規定し、第2項では低所得者に対する7割、5割、2割の各軽減者に対し軽減後の自己負担分に対して10分の5減額することを規定したものであります。全ての未就学児の自己負担分の10分の5減額を規定する内容となっております。

それでは議案書に戻っていただき、ただいまご説明しました内容を改正条文化したものであります。

なお、施行附則ですが、施行期日は令和4年4月1日とし、適用区分として改正後の規定は令和4年度以降の年度分の国民健康保険率にて適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上、議案第3号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第4号 津別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第4号についてご説明申し上げます。

説明資料の8ページをお開きください。改正内容につきましては、町民ゲートボール場の廃止のためであります。

内容の説明は新旧対照表をご覧ください。第3条の規定から、町民ゲートボール場を削るものです。関連する使用料条例では、下段から9ページにかけてです。第2条第1項第12号と別表第12の「津別町民ゲートボール場及び」を削るものです。

議案本文に戻っていただき、ただいまご説明いたしました内容を条文にしたものがあります。

附則といたしまして、第1項として、この条例は令和4年4月1日から施行するものとし、第2項において津別町使用料条例の第2条第1項第12号及び別表第12の「津別町民ゲートボール場及び」を削るものであります。

以上、議案第4号の内容の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第5号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第5号について説明させていただきます。

説明資料の10ページをご覧ください。今回の改正理由は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に基づき、これまで障がいのある人に対して入居を

制限していた条項を削除することと、本年度に取り壊した高栄団地について条例上の整理をするためです。

新旧対照表をご覧くださいまして、第6条第2項におきましては改正前に著しい障がいのある方は入居の対象から除く内容の文言がございましたが、この部分を削ります。また、第3項は、このことを確認するための調査の権限についての条項となっておりますので、同様に削ることといたします。

次のページになりまして、別表第1の改正につきましては、本年度、高台45番地1の高栄団地2棟8戸を取り壊しましたことから、該当部分を削ります。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行とさせていただきます。

以上、議案第5号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 6 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 6 号の内容のご説明を申し上げます。

説明資料 12 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、団塊の世代が 2020 年から 75 歳以上の後期高齢者となりはじめ、後期高齢者の医療費が増加する中で高齢者医療制度を持続可能なものとするため、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により一定以上の所得のある方の窓口での 2 割負担が新設されたことに伴い重度心身障害者医療費助成制度の対象にも新たに 2 割負担を追加するという内容のものになります。

改正内容につきましては新旧対照表をご覧ください。12 ページと裏面の 13 ページにわたりますけれども、第 3 条第 3 号ウにつきましては、助成対象に高齢者の医療の確保に関する法律に定める 2 割負担のものを追加する改正を行うものです。あわせて市町村民税非課税の世帯に属するものを明記させていただきました。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明いたしました内容を改正条文化したものであります。

なお、附則として、この条例は法の施行にあわせ令和 4 年 10 月 1 日からとするものです。

以上、議案第 6 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第7号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第7号について説明させていただきます。

説明資料の14ページをご覧ください。今回の改正理由は、条例の適用期限の延長と奨励金該当要件等の見直しのためです。

新旧対照表をご覧くださいまして、第3条2項におきまして、奨励金の該当要件とその金額について定めておりますが、新築の必須要件につきましてはこれまでと変更ありませんが、奨励金額をこれまでの60万円から100万円に増額いたします。次のページになります。加算要件で申請時において引き続き2年以上町外に住所を有する場合、転入後1年以内に申請する場合を含むとありましたものにつきましては、これまで該当者実績が少なかったことから廃止し、以下の要件の番号を繰り上げます。また、町内建設業者で知事の許可を受けた者に発注した場合は、これまで50万円の加算としておりましたが60万円に増額します。なお、この改正によりまして新築の際に該当要件全てに該当した場合に交付する奨励金の額は、220万円から250万円に増額となります。

附則の改正につきましては、適用期限を3年間延長し令和7年3月31日までとする

ものです。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文はこちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は令和4年4月1日から施行とさせていただくものがありますが、附則に定める適用期限の延長の改正につきましては公布の日からといたします。

また、経過措置により改正後の該当要件及び奨励金額は令和4年4月1日以降に申請し着工したのものから適用することといたします。

以上、議案第7号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第8号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第8号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について内容をご説明いたします。

説明資料の18ページをご覧ください。変更理由については、特定の事務に要する臨時的経費については、当該町村の負担とする規定を整備するためであります。変更内容については、第6条第1項の但し書きを改めるものであります。

議案にお戻り願います。ただいまご説明の内容を条文化したものであります。

附則として、この規約は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第8号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第9号 権利の放棄について、町営住宅使用料に係る債権を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第9号について説明させていただきます。

このたびの権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利の内容は、町営住宅使用料に係る債権、債務者は議案に記載の者です。放棄する債権額は15万7,500円で、内訳は平成24年分が3万1,500円、平成25年度から平成27年度分は各年4万2,000円です。権利放棄の理由につきましては、当該債権の消滅時効である5年を経過したことにより裁判手続きによる失効の方法を利用することが事実上できず、収納が困難なためでございます。この債務者につきましては、事実上、居所がわからない状況が続き、住所が確認できた後も郵便による催告等を行っていましたが、時効により徴収困難となってしまったものでございます。

なお、当該債務者につきましては住宅に残置物を残し不当に占拠したまま議案に記載の住所に転居し、連絡もとれない状況が続いておりましたことから、立ち退きにつきまして訴訟をさせていただきました。結果として発生した未払い賃料損害金や強制執行に係る費用等について新たに請求しているところでございます。こちらにつきましては、訴訟により債務名義を得た状態となっておりますことから、徴収コストに見合う財産等が確認できました場合には強制執行の申し立て等の必要な手続きをとらせていただくこととしております。

以上、議案第9号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 10 号 令和 3 年度津別町一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 10 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、財政調整基金をはじめとした各種基金への積立金の増額、2 月 24 日に開催の第 2 回全員協議会で協議させていただいた、まちなか再生事業に係る増額、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出張やイベント等の取りやめによる減額、事業の完了及び事務事業の精査による減額が主なものとなります。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項は歳入歳出予算にそれぞれ 7 億 8,310 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 76 億 6,310 万 5,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条以下につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、7ページから8ページをお開きください。

なお、コロナ関係の減額、事業完了等による精査や軽微な補正内容及び財源内訳のみの補正につきましては説明を割愛させていただきますのでご了承ください。

また、燃料費と除雪費の増額につきましては、それぞれ燃料価格の高騰、大雪による補正となりますことをご承知願います。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金を積み立てるもので1億3,466万6,000円の増額です。9ページから10ページになります。項2地域振興費、目1企画総務費のまちなか再生事業は、各種委託料の精査と2月24日開催の第2回全員協議会で協議いただいたスーパーマーケットや、積み木広場等のコミュニティ施設、大通棟の整備事業と、備品購入で3億6,783万8,000円の増額です。なお、この事業は令和4年度への繰り越し事業となります。地域振興基金積立金は、剰余金の積み立てで2億円の増額です。

11ページから12ページをお開きください。下段の項4、目1戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費は、マイナンバーカード保有者の転出、転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修費用272万8,000円の増額で、翌年度への繰越明許費となります。

13ページから14ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費は補装具給付の申請者数増により58万円の増額です。

15ページから16ページをお開きください。介護保険事業特別会計繰出金は、保険給付費の増加に伴い163万8,000円の増額です。目5老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園の入浴設備及びボイラー配管の漏れ、デイサービスセンターのボイラー配管の漏れの修繕補助で111万8,000円の増額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、子ども・子育て支援事業は次ページになりますが、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金事業で対象となるこども園への補助240万4,000円の増額と、過年度還付金及加算金1万4,000円の増額で、計241万8,000円の増額です。なお、処遇改善臨時特例交付金事業の一部は翌年度への繰越明許費となります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、津別町病院施設整備基金積立金は積立金で7,000万円の増額です。目2予防費の健康増進事業は、健康カルテのシステム改修費用60万5,000円の増額です。

21ページから22ページをお開きください。中段の款6農林業費、項1農業費、目3農業振興費の、その他農業振興対策経費は、農業生産法人経営推進事業補助金等、交付要綱に基づき、法人設立に対し補助するもので100万円の増額です。鳥獣被害防止総合対策事業は、補助金の追加内示により20万円の増額です。その下の農地中間管理事業は、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合に、機構集積協力金が交付される事業で、道のトンネル補助で680万8,000円の増額です。

25ページから26ページをお開きください。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費の道路橋梁維持管理経費は、1,315万3,000円の増額です。次ページになりますが、町道等維持管理業務で道路管理センターへの除雪経費の増が要因となります。

31ページから32ページをお開きください。款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費の教材・備品等購入経費は、学校保健特別対策事業補助金を活用したタブレット端末の購入で、85万9,000円の増額。33ページから34ページ中段の項3中学校費、目2教育振興費の教材・備品等購入経費も小学校費と同内容により96万円を増額するもので、どちらも翌年度への繰越明許費となります。項4社会教育費以降の項及び目については全て事業完了等による精査と燃料費の補正となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをお開きください。

款10地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づき4億2,586万3,000円の増額です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金は、歳出で説明の住民基本台帳ネットワークシステム改修に係る補助、地方創生推進交付金及び地方拠点整備交付金は、まちなか再生事業に係る増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の令和3年度補正によるもので2月24日開催の第2回全員協議会で協議いたしました、子育て世帯への臨時特別給付金事業を単独、老人福祉扶助費と芸術文化振興経費の3事業に充当することとし

て 400 万円の増額です。目 2 民生費国庫補助金は歳出で説明の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金です。目 5 教育費国庫補助金は事業精査による増額が主ですが、学校保健特別対策事業補助金は歳出で説明した小学校、中学校のタブレット端末購入の補助で増額となります。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 1 民生費補助金は福祉灯油等購入費助成事業の追加交付の補助金です。目 4 農林業費道補助金は歳出で説明した鳥獣被害防止総合対策事業及び機構集積協力金で 696 万 8,000 円の増額です。目 6 教育費道補助金は、小学校、中学校の学習補助員の配置に対する補助ですが、精査による減額となります。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金は次ページになります。公共施設等整備基金繰入金は、まちなか再生事業に係る 5,417 万 4,000 円の増額と、そのほかは事業精査による減額で合計 1,528 万円の増額です。

款 21、項 1 町債、目 1 総務債は、まちなか再生事業に係る大通・幸町コミュニティ施設整備事業で 1 億 3,270 万円の増額です。目 3 衛生債の地域医療維持助成事業は過疎債ソフト事業の起債額確定により 3,560 万円の増額です。目 4 農林業債の堆肥製造施設高圧通気システム整備等事業は、昨年 12 月定例会で補正いただいた堆肥製造施設電源施設改修工事が過疎債の対象となったことから 2,020 万円の増額です。目 6 消防債の北海道総合行政情報ネットワーク設備移設事業は、総務債の庁舎等建設事業からの変更により 1,080 万円の増額です。他の減額補正は事業費確定による精査となります。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条は継続費の補正で 1 枚めぐりまして、第 2 表継続費補正のとおり、まちなか再生事業の追加で令和 3 年度から令和 5 年度までの継続費を設定するものです。内容につきましては、主に単独事業で行う図書館整備、解体工事、外構工事となります。まちなか再生事業に係るコミュニティ施設と図書館からなる大通棟の施設整備については、国の令和 3 年度補正予算の地方創生拠点整備交付金の決定後、速やかに協定書

を締結する予定であることから、令和3年度から継続費を設定するもので、令和4年度では、主に図書館新設と解体工事、令和5年度は外構工事を予定し年度ごとの年割額は記載のとおりとなります。

その下の変更は、津別小学校校舎長寿命化改修事業で年割額を変更するものです。

第3条は繰越明許費の補正で、第3表繰越明許費補正のとおり6事業を追加するものです。

第4条は地方債の補正で、次ページの第4表地方債補正のとおり一つの事業を追加、7事業の限度額を変更し変更後の限度額合計を8億9,121万2,000円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので原案をご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

6番、巴光政君。

○6番(巴 光政君) [登壇] 今回の13号の補正予算の関係で、まちなか再生事業の関係で、今、推進協議会を開催して、まだ考えもまとまっていないと。あと住民懇談会もまだ開催されていない中で、ある程度予算することについてはまずいのではないかというふうに私は考えております。

さらに今回、令和3年度はゼロで令和4年、令和5年という形をとっていますけども、それは新年度に新たに補正を組むなりの予算をすればよいのではないかと。なぜなら、今もう予算したら、そのように進むしかなくなっちゃうと。せっかく今、スーパーを建てたり図書館を建てたり、そういう中において場所も決まらない中でそのまま進んで、後で失敗したなということになってはまずい。それよりも町民の意見や何かを聞いて新年度に繰り越すようになっているものですから、その中で全体がまとまった中で進めるべきだということで、この予算の一部なんですけれども反対した

いなというふうに思っておりますので、反対討論といたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これで討論を終わります。

議案第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 11 号 令和 3 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 11 号の内容のご説明を申し上げます。補正の理由につきましては、歳出では事業精査による増減、基金積立金の増に伴う補正であり、歳入では、これらに伴う国庫支出金、道支出金などの増額の補正であります。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,379 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 6,309 万 7,000 円とするものでございます。第 2 条は後ほどご説明いたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。5 ページ中ほどの款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費から 7 ページに飛びますが、7 ページ中ほどの目 6 地域密着型介護サービス給

付費は、事業精査による増減でございます。項3その他諸費、目1審査支払手数料は、審査件数の増による10万円の増額で、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費から、9ページの項6特定入居者介護サービス費、目1特定入居者介護サービス費は、事業精査による増額でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で過年度返還金として69万7,000円の増額です。

続きまして歳入の説明になります。3ページ、4ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました歳出に係る補正でございますが、款2国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫負担金と合わせまして430万5,000円の増額。

款3支払基金交付金は353万7,000円の増額。

款4、道支出金が60万7,000円の増額。

款6繰入金は、項1一般会計繰入金が163万8,000円の増額。項2基金繰入金は保険給付費の補填と過年度還付金の合計で371万円の増額でございます。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を、次のページの第1表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 12 号 令和 3 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 12 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は、年度末に伴う予算の精査です。第 1 条につきましては、歳入歳出をそれぞれ 2,788 万 2,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 6 億 3,276 万 1,000 円とするものです。補正内容につきまして主なものを歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費は、当年度事業に要する必要額が固まったことから、事業費精査を行うもので、管渠等施設整備費（補助）におきまして委託料の価格調査で 50 万 9,000 円。工事請負費のマンホールポンプ所改築更新工事で 33 万円、下水道管理センター機械・電気設備改築更新工事で 1,208 万 5,000 円を減額するものであります。また、単独事業費では非常用発電機運搬車車庫建設工事で 9 万 9,000 円。マンホールポンプ所改築更新工事で 77 万円減額いたします。

款 3 個別排水費、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費では、当年度の浄化槽設置工事に係る事業は全て終えたことから、7 ページ、8 ページになります。委託料の実施測量設計業務で 103 万 9,000 円、工事請負費の浄化槽設置工事で 1,261 万円、浄化槽撤去工事で 44 万円を減額するものです。

3 ページ、4 ページをお開きください。歳入につきましては、先ほど説明させていただきました当年度の浄化槽設置基数の確定により、款 1 分担金及負担金、項 1 分担金、目 2 個別排水受益者分担金を 20 万円減額、国からの補助であります社会資本整備総合交付金も事業費が固まったことを受け、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道費国庫補助金を 1,032 万 4,000 円減額いたしました。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は525万8,000円の減額。

款7町債、項1町債、目1特環下水道債では580万円減額。同じく個別排水事業債では630万円減額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第1条、第2項の第1表につきましては説明させていただきましたものをそれぞれ款項の区分に整理したものであります。

第2条につきましては、下水道事業法適化業務につきましては、既に契約を了しており債務負担行為をする金額が固まっておりますことから見直すものであります。

第3条につきましては、第3表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第12号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、第13号 令和3年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第13号について説明させていただきます。

こちらにつきましても、年度末の精査が補正の理由となります。

第2条につきましては、収益的収入及び支出における収入について営業収益を11万9,000円追加、営業外収益を100万5,000円減額して1億8,055万4,000円とし、支出の水道事業費用について、営業費用で69万5,000円追加し1億8,472万4,000円とするものであります。

第3条につきましては、資本的収入及び支出における収入について381万1,000円を減額し1億369万3,000円とし、支出については1,181万5,000円を減額し1億4,261万2,000円とするものであります。

それぞれの内容について説明させていただきます。3ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用の資産減耗費が不足していることから69万5,000円増額させていただきました。

収入の部につきましては、水道事業収益、営業収益のその他営業収益の審査手数料で実収入にあわせ11万9,000円を追加し、一般会計からの繰り入れも精査を行い101万8,000円減額しました。

4ページの資本的収入及び支出につきましては、支出につきましては今年度の必要な事業が終了しておりますことから、資本的支出、建設改良費の配水施設設置費のうち高台低区配水池更新実施設計で550万円減額するなど、総額で798万6,000円の減額。メーター設置費で382万9,000円の減額といたしました。資本的収入につきましては、資本的支出における事業費の精査を受け企業債で780万円の減額、一般会計からの繰入金は9万円の減額、補助金は92万1,000円の減額となっております。

5ページはキャッシュ・フロー計算書となります。今回の補正で当年度純利益が158万1,000円減額となったほか、今回の補正にあわせ各活動の収支を見直した結果、当年度の資金増加額が211万8,000円の追加となったため、資金の年度末残高は4億3,051万3,000円となります。

6 ページから 8 ページは貸借対照表です。今回の補正により 6 ページの固定資産の構築物、7 ページの上のほうにあります固定負債の企業債、中ほどの繰延収益などを今回の補正にあわせて見直した結果、当年度純損失が 158 万 1,000 円増加しております。

条文にお戻りいただきまして、第 4 条につきましては別表 1 の企業債補正表のとおり、企業債の補正を整理したものとなります。

第 5 条につきましては他会計からの繰入金及び補助金について精査した結果、企業債元金償還金に充てるもの 122 万 2,000 円の減額、企業債利子にあてるもの 20 万 4,000 円追加、建設改良費に充てるもので 9 万円減額するなどの内訳の整理を行ったものであります。

以上、議案第 14 号の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご用意ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日はこれで延会します。

明日は午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時52分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員